

○下田メディカルセンター等指定管理者選定委員会設置要綱

令和7年6月20日
一部事務組合下田メディカルセンター要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、一部事務組合下田メディカルセンター（以下「組合」という。）が設置する下田メディカルセンター、下田メディカルセンター附属みなとクリニック及び介護老人保健施設なぎさ園の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の選定を公平かつ適正に実施するため設置する下田メディカルセンター等指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 指定管理者の募集に関すること。
- (2) 指定管理者の選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 選定委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者で構成し、管理者が委嘱する。

- (1) 医療や介護に関する知識又は経験を有する者
- (2) 前条に規定する所掌事務に関し必要な知識又は経験を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から前条に規定する所掌事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、最初に行われる会議は、管理者が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明

を聴くことができる。

(庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、組合事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。